

基本的対策徹底期間における職場の対応について（案）

東京都におけるリバウンド防止措置期間の解除に伴い、新たに10月25日から基本的対策徹底期間が設定されたことを受け、10月26日以降、各職場においては下記のとおり対応をいただきたく、各所属長におかれましては、引き続き御留意くださいますようお願いいたします。

記

項目	10月25日まで	10月26日から
出勤抑制	在宅勤務、分散勤務及び時差出勤については、実施しない。 ただし、夜間会議のための時差出勤は可能とする。	在宅勤務、分散勤務及び時差出勤については、実施しない。 ただし、夜間会議のための時差出勤及び10月26日付け事務連絡により別途通知する「 <u>職員の在宅勤務の対象となる業務について</u> 」に基づく在宅勤務については可能とする。
絶対退庁時間	必要な場合を除き、20時を絶対退庁時間とする。	必要な場合を除き、 <u>20時30分</u> を絶対退庁時間とする。
会食等	都の「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗で同一グループ4名以下等の基準を遵守すること。歓送迎会については自粛。	人数制限は設けず、また歓送迎会等の制限についても解除する。 ただし東京都が10月21日に発出した「基本的対策徹底期間における対応」3.(1)事業者向けの協力依頼等を遵守している店舗等を利用すること。

(裏面に続く)

項目	10月25日まで	10月26日から
感染防止	マスク着用、石鹸で手洗い、手指消毒、共有物の消毒、換気、マスクを外しての会話の禁止、職場内の会話は最小限とする。	変更なし
体調管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の検温</li> <li>・発熱、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があるとき（ワクチン接種後の副反応時も含む）は、所属長へ報告するとともに、所属長から職員課長又は労働安全衛生担当へ連絡する。</li> </ul>	変更なし
外出	少人数で混雑している場所や時間を避けて行動し、都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底すること。	変更なし
自転車通勤	自転車通勤に関する特例を中止する。解除後も自転車通勤をする場合は、通勤届を提出すること。	変更なし

【担当】 職員課人事研修係（内線 2571・2572・2575）

## 職員の在宅勤務の対象となる業務について（案）

東京都におけるリバウンド防止措置期間の解除に伴い、当市においても今後の業務体制の整理を行う必要があることから、下記の場合における職員の業務については、在宅勤務の対象として試行的に取り扱うことといたしましたので、各所属長におかれましては、所属職員に対して情報の周知を図っていただきますとともに、在宅勤務を実施した場合は、後掲に記載するとおり手続きをいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. やむを得ず在宅勤務の対象として認められる場合

##### (1) 新型コロナウイルスに対する感染の疑いによる出勤抑制の場合

###### 《具体的事例》

職員本人に新型コロナウイルスに対する感染の疑いが発生し、一定期間の自宅待機を余儀なくされたが、検温の結果37.5度未満であるため、在宅での勤務を行った。

##### (2) 家族の発熱、学校等の休業指示等により自宅待機が求められている場合

###### 《具体的事例》

家族等の突発的な発熱、疾病又は子女の通学する学校等の休業措置に伴い、自宅待機を余儀なくされたため、在宅での勤務を行った。

ただし、家族等の看護に対応しなければならない場合は、在宅勤務としては認められませんのでご注意ください。

##### (3) 突発的な事故等の発生により、緊急避難的に自宅で業務を行う場合

###### 《具体的事例》

通勤経路における鉄道事故等の発生により、職場への登庁が困難となったため、緊急避難的に在宅勤務を行った。

##### (4) 傷病等に伴い物理的に登庁することが困難な場合

###### 《具体的事例》

怪我等により自宅療養又は加療を受けているが、主治医師等からの就労許可を受けているため、在宅での勤務を行った。

## 2. 業務の特性により在宅勤務の対象として認められる場合

### (1) 午後に半日単位の出張又は研修等が予定されている場合

#### 《具体的事例》

午後に半日単位の出張又は研修等が予定されていたため、あらかじめ所属長の許可を受け、午前中は在宅での勤務を行い、その後当該出張又は研修に参加した。

### (2) 職員課が実施するオンライン研修に参加する場合

#### 《具体的事例》

職員課が実施するオンライン研修については、従前より在宅勤務として取り扱っており、引き続き在宅勤務の対象とする。

### (3) 午後5時15分以降に開催時間が設定されるオンライン会議に参加する場合

#### 《具体的事例》

各課若しくは各課の所管団体等が午後5時15分以降に開催するオンライン会議に自宅から参加した。

## 3. 在宅勤務命令時の手続き

(1) 第1項第1号から第3号までの場合を除き、あらかじめ所属長の許可を受けた場合に限り在宅勤務として認められます。なお、第1号から第3号までの場合は、事前又は事後に速やかに所属長の許可を受けてください。

(2) 各所属長は、所属職員に対する在宅勤務命令を行った場合は、速やかに職員課長に対して「在宅勤務命令書」(様式第1号)の提出をお願いいたします。

「在宅勤務命令書」(様式第1号)の様式は、Garoonの庁内定型文書からダウンロードしていただきますようお願いします。

## 4. 試行的取扱期間

令和3年10月26日(火)から12月28日(火)まで

## 5. 在宅勤務実施時の服装及び態度について

在宅勤務として取り扱う以上、在宅勤務時における服装については、登庁時の服装に準じるものとしてください。

また在宅勤務においても、市民に奉仕するものであることという心構えを忘れず、市職員としてふさわしい態度で勤務いただきますよう申し添えます。

#### 【担当】

職員課人事研修係

(内線 2571、2572、2575)

令和3年度オンライン形式による庁内研修の実施に関する報告

1 実施研修

研修名	対象者	受講人数
記者トレ研修	入庁3年目	14名
新任フォローアップ研修	新任職員	9名
マニュアル作成研修	入庁5～6年目	20名
キャリアデザイン研修	入庁3～4年目	20名
OJT指導者研修	公募（主事・主任）	20名
主任研修（ファシリテーション）	主任職1～2年目	13名
係長職研修（OJTコーチング）	係長職1～2年目	13名
主任研修（オーナーシップ）	主任職1～2年目	16名

2 オンライン研修の効果

評価項目	評価	備考
グループワーク	◎	受講者をグループごとに独立したトークルームへ割り当てるブレイクアウトルーム機能によりグループワークが可能である。 席の移動がないため、1日の研修の中でペア・グループを組み替えることも容易である。 トークルームごとに独立しているため、他のグループの声が入ってこず、ワークに集中しやすい。
資料共有	◎	プロジェクトの資料投影と同様に画面共有機能で研修資料の共有が可能。資料が複数ある場合もテキストや資料が必要に応じてすぐに画面上に表示されるため説明箇所がわかりやすい。
ホワイトボード	◎	画面共有機能により、パワーポイント等を随時書き込みながら全員で共有が可能。また、見るだけでなく受講者が書き込むことも可能なため、対面では難しい全員が一斉に書き込むようなワークも可能。

コミュニケーション	○	<p>在宅勤務とすることで、マスクを外しての参加が可能。お互いの表情を見ながらワークをすることができる。</p> <p>感じの良い挨拶など表情の指導を要する研修では効果的である。</p> <p>一方で、全員が一斉に話すと聞き取りづらくなってしまいうため、一人ずつ順番に話す必要があり、即時で意見を交わすようなブレインストーミングなどには不向き。</p> <p>講師や他の受講生に伝わりやすいように挙手やリアクションをわかりやすく示すことなどオンライン特有のマナーに慣れていく必要がある。</p>
質問	◎	<p>講師への質問や事務局への要望などを個別のチャットで投げかけることが可能。</p> <p>質問や意見を発信する手段は集合形式よりも多い。</p>
実習・ロールプレイ	△	<p>マナー系研修の名刺交換等、実際に身体を動かす実習・ロールプレイに不向きな面がある。</p> <p>今年度は名刺交換の実習の代替として、動画教材を研修の中に取込みマナーの習得を図った。</p>
受講管理	◎	<p>講師の顔のアップだけでなく全員の顔を映すギャラリービューモードで、全員の受講している様子を随時確認することが可能。集合研修以上に受講者の様子の把握やフォローが容易である。</p>

### 3 まとめ

オンライン形式による研修は、各受講者が異なる場所で受講していながら、ブレイクアウトルーム機能を活用することにより集合研修と同様にグループワークや少人数での意見交換などが可能である。また、画面共有機能により従来ホワイトボードやプロジェクタで共有していた情報も同等に共有することができる。

一方で、同時に多数の人間が発言すると声が聞き取りづらくなることから、一人ずつ順番に発言する必要があり、意見を活発に交換し合うような討議系の研修には不向きな面もある。

今後実施する研修については、比較的新型コロナウイルス感染者数が低位に推移している現在においては、一律にオンライン研修とするのではなく、研修内容の特性を見極め、より効果的な研修となるよう、オンライン形式で実施するべきか、集合形式で実施するべきか研修内容を吟味し個別に決定していく必要がある。

# 基本的対策徹底期間における対応

---

令和3年10月21日

東京都

# 1. 基本的対策徹底期間における対応

---

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年10月25日（月曜日）0時から11月30日（火曜日）24時まで

※12月1日（水曜日）以降の対応等の内容については、別途、決定

## (3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

### ①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼 等

### ②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策の徹底について、協力を依頼
- ・適切な感染防止策が講じられていることを前提に、必要な規模要件（人数上限・収容率）に応じた開催を要請 等



## 2. 都民向けの協力依頼

---

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

### 3. 事業者向けの協力依頼等

#### (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼する。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等を活用することを推奨</li><li>・ 認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼</li><li>・ 酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li></ul></li><li>● カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"><li>● 上記の店舗に共通の協力依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>

### 3. 事業者向けの協力依頼等

#### (2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照）</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>● 大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

### 3. 事業者向けの協力依頼等

#### (2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学 校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 ・基本的な感染防止策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	

#### (3) イベントの開催制限 (令和3年10月31日(日) 0時から)

※10月25日～10月30日の取扱いは、9月28日公表のリバウンド防止措置期間の取扱いを参照

- イベント主催者等に対して、**規模要件等(人数上限・収容率等)**に沿った開催を要請(法第24条第9項)

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合(※2)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声での歓声、声援等が想定される場合(※2)	収容定員の半分まで可		

(大声での歓声等がないことを前提としうる場合) クラシック音楽、演劇等 (大声での歓声等が想定される場合) ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m)を確保 ※2 実態に照らし、個別具体的に判断

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- 感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」(11月1日以降)又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

#### (4) 職場への出勤等

- テレワークの活用や、人との接触を低減するための取組などを実施するよう協力を依頼